

日本反核法律家協会 2016年総会

総会決議

日時：2016年11月12日 13:00～14:30

場所：全理連会館

I. 情勢の特徴と私たちの課題

前回総会以後の核と核廃絶運動にかかわる国内外の情勢についてふりかえてみる。その節目ごとに、当協会も“人類と核は共存できない”という立場から、それらの動きに呼応して積極的にかかわってきた（詳細は、II. 活動報告を参照）。

1. 核廃絶をめぐる国際情勢

(1) 2015年12月7日、第70回国連総会において、メキシコなど23カ国により提案された「多国間核軍備撤廃交渉を前進させる」決議¹が採択された²。この決議は、「核兵器のない世界の達成と維持のために締結が求められる、具体的且つ効果的な法的措置、法的条項、ならびに規範について実質的に取り上げる国連作業部会（OEWG）」の設置をうたい、それに基づき本年2月、5月、8月に約100カ国（但し核保有国はいずれも不参加）と多数の市民社会グループが参加してOEWGが開催された。この流れが、2017年に核兵器禁止・廃絶に向かう法拘束的文書の交渉のための会議の招集を国連に勧告する報告書（同8月19日採択）³に結実した。この勧告は国連加盟193カ国の

うち100カ国を超える「広範な支持」を集めたといわれる。この動きは、2010年のNPT再検討会議以来の核兵器の人道上の結末についての共同声明、そして、オスロ、ナジャリット、ウィーンと続く核兵器の非人道性に関する国際会議の流れを受けたものである。その動きの中で日本の被爆者の証言が大きな影響を持った。しかし、唯一の戦争被爆国である日本の政府は後述するように、消極的な対応に終始した。

この国連作業部会（OEWG）には、国際反核法律家協会（IALANA）も作業文書を提出し、山田寿則理事も文書起草に参加している。IALANA作業文書「核兵器の禁止および廃絶のための法的文書」⁴は、包括的性質をもつモデル核兵器条約（NWC）を提案、核軍縮交渉の誠実遂行・完結義務の履行に向け核武装国を関与させる努力の継続が求められることを強調した。一方、レベッカ・ジョンソン氏が所長を務めるアクロニウム軍縮外交研究所は、作業文書「核兵器に依存する抑止の安全保障および人道上の影響と効果的な法的代替措置」⁵を提出し、核兵器（先行）禁止条約（NBT）を主張している。NBTすなわちBAN条約は、核武装国が拒否権を盾に核軍縮交渉の進展

1 長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）の以下のURL参照。

<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/datebase/document/no3/20151029-1>

2 賛成138カ国、反対12カ国（核保有5カ国含む）、棄権34カ国（日本政府含む）。しんぶん赤旗2015年12月9日付、以下のURL参照。http://www.jcp.or.jp/akahata/aik15/2015-12-09/2015120901_01_1.html

3 賛成68カ国、反対22カ国、棄権13カ国（日本政府含む）。東京新聞2016年8月20日付夕刊、以下のURL参照。

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/world/list/201608/CK2016082002000247.html>

4 機関誌『反核法律家』No89（2016年秋号）28頁以下にJALANA暫定訳を掲載。

5 機関誌『反核法律家』No89（2016年秋号）15頁以下に掲載（訳：森川泰宏）。

を妨げているとして、条約交渉の初期には核兵器国の参加を条件としない。これについては、当該条約の非当事国である限りその禁止規範に拘束されないという口実を核保有国に与えることへの懸念が、IALANAの側からは表明されている⁶。今後、市民社会の中で相互に理解を深め、より効果的な法拘束的措置のあり方をめぐる議論に磨きをかける努力⁷が求められている。

(2) 次に注目すべきは、マーシャル諸島共和国が国際司法裁判所(ICJ)に提訴した「核ゼロ裁判」の対英・印・パ事件で、本年3月に口頭弁論が行われ⁸、同10月5日、3事件ともに「管轄権なし」として敗訴判決⁹が言渡されたことである。口頭弁論では、手続段階ながら、核軍縮の誠実交渉・完結の義務の内容などが争われ、これら義務の不履行をICJがどう判断するかに注目が集まっていたが、対英・印・パ3事件ともに「管轄権なし」として敗訴判決が出された。主たる理由は「紛争の不在」である。(追記：本誌22頁山田発言参照。)

この間IALANAは、マーシャル諸島「核ゼロ裁判」を積極的に支援してきた。本年4月に開催されたIALANA総会¹⁰(於スイス・ローザンヌ。当協会は代表団を派遣して報告集を持参)でもマーシャル諸島共和国の「核ゼロ裁判」は、OEWGにむけてのとりくみなどととも議論の柱とされた。

今年、ICJ勧告的意見(1996年7月8日)20周年を迎えたことに関するIALANAとしての見解については、当協会からの意見が反映され、「核ゼロ裁判」判決内容を踏まえた声明を発表することが確認されている。

(3) 最後に、この間の国際情勢を特徴づける問題として、北朝鮮の核実験・ミサイル発射実験をとりあげる。本年1月年明け早々に、北朝鮮が「水爆」実験を行った。その後も弾道ミサイル発射実験を繰り返した。

日本政府は独自の制裁強化に加え、国連安保理による制裁強化を強く求め、実際に本年3月2日国連安保理は、北朝鮮に対する制裁を強化する決議を全会一致で採択¹¹している。しかしながら、それらの制裁強化は、北朝鮮の核開発への歯止めとなっていない。現に、同8月3日には北朝鮮ミサイル発射実験で1発が日本の排他的経済水域に落下、9月9日には過去最大規模といわれる5回目の核実験を行った¹²ことが、さらにマスコミ報道をにぎわした。

私たちは、いずれの国の核実験も、核廃絶を求める国際社会の努力に逆行するとして、反対してきた。自らは核保有・核依存の姿勢を変えぬまま、一方的に北朝鮮の核実験・核保有を非難しても、何ら説得力を持たず、逆に北朝鮮を核開発に駆り立て核拡散を招くことは、この間の経過が証明し

6 同じIALANA作業文書で、BAN条約に既存の禁止規範を確認する規定を置くことにより解決可能であることも示唆されている。

7 2016年7月29日、その一環として、来日中のレベッカ・ジョンソン氏を招き、BAN条約に関する報告をテーマに核フォーラムが開催された。

8 機関誌『反核法律家』No.87・88(2016年合併号)84頁以下、山田寿則理事論稿「マーシャル諸島(核ゼロ裁判)の口頭弁論について」参照。

9 判決文は、ICJのサイト参照。<http://www.icj-cij.org/homepage/index.php>

10 機関誌『反核法律家』No.87・88(2016年合併号)特集Ⅱ「IALANA総会 於：ローザンヌ」38頁以降に報告集(和文)、65頁以降に代表団の参加報告記事を掲載。

11 朝日新聞デジタル3月3日付

<http://www.asahi.com/articles/ASJ324DNTJ32UHBI019.html>

12 同上9月9日付 <http://www.asahi.com/articles/ASJ993CV1J99UHBI00N.html>

ている。国際法上の大小国家の同権や内政不干渉の原則にたちかえり、核廃絶を阻む核保有国・核依存国の核抑止論に立ち向かわなくてはならない¹³。

2. 国内の動向と、当協会の役割

(1) 本年4月10日広島で開催されたG7外相会合を経て、同5月には史上初めて現職米大統領が広島を訪れ演説した¹⁴。その演説には、核廃絶に向けた法的枠組みの制定など具体的な行動提起はなく、現実にはこの間オバマ政権は核兵器の維持と近代化のため30年間で1兆ドル(約108兆円)の支出を決定し、他の核保有国と同じく前項記載のOEWGへの参加を拒んでいることから、オバマ演説に失望する声もあった。しかしながら、プラハ演説に続いて再び「核兵器のない世界」への誓いが述べられたのも事実である。私たちは、オバマ大統領の言葉と実際の行動との乖離を認識しつつ、核兵器の禁止・廃絶への政治的意思形成のために、「オバマの言葉」を最大限に活用していかなければならない。

(2) ところが日本政府は、広島訪問を終えたオバマ大統領の米国核政策の見直しの動

きに横槍を入れた。本年7月、オバマ大統領が核先制不使用宣言を含めた核軍縮政策を検討しているとの報道¹⁵後、日本政府がこれに賛成していない旨が報じられた¹⁶。私たちは、「核兵器の役割低減」を掲げる日本政府が、1996年国際司法裁判所勧告の意見にいう「自衛の極端な状況」以外にも核兵器の使用を認めようとするもので、言語道断であるというコメント(8月2日付)¹⁷を発表した。その後、オバマ政権は「先制不使用」宣言について、「日韓などとの同盟関係を損ねる」「北朝鮮に誤った解釈をされる」といった反対意見を理由にとりやめる模様だと米紙が報じた¹⁸。ここに、日米「核」同盟が陥っている核抑止論の弊害が端的に表れている¹⁹。

(3) 日本政府はOEWGにこそ参加したものの、その設置決議にも先述の報告書採択にも棄権するなど、主導的な役割を果たすどころか、むしろ水をさす姿勢と言わざるを得ない²⁰。日本政府は、OEWGに背を向けた米国と歩調を合わせて「核兵器のない世界」を追求するとしている。そして、開幕した第71回国連総会における安倍首相の一般討論演説²¹は「議長、北朝鮮は今や、

13 機関誌『反核法律家』No.87・88(2016年合併号)44頁以下大久保賢一事務局長「核抑止論は核拡散をもたらす」(IALANA総会に向けたJALANA報告集所収)及び同誌No.89(2016年秋号)40頁以下大久保賢一事務局長論稿「朝鮮半島の非核化のために」参照。

14 オバマ大統領の広島訪問決定後、当協会は5月23日付で「オバマ大統領への要望書」をホワイトハウス及び在日米国大使館に送付した。全文は当協会のサイト以下参照。<http://www.hankaku-j.org/data/jalana/160523.html>なお、機関誌『反核法律家』No.87-88(2016年合併号)90頁以下にも同文(和文-英文)を掲載。

15 朝日新聞デジタル7月12日付<http://www.asahi.com/articles/ASJ7D2S09J7DUHBI00N.html>

16 東京新聞8月17日付 <http://www.tokyo-np.co.jp/article/politics/list/201608/CK2016081702000132.html>

17 当協会のサイト以下参照。<http://www.hankaku-j.org/data/jalana/160802.html>なお、機関誌『反核法律家』No.89(2016年秋号)13頁以下にも同文を掲載。

18 朝日新聞デジタル9月7日付 <http://www.asahi.com/articles/ASJ9700V9J96UHBI023.html>

19 「先制不使用」とりやめの報道後、オバマ政権の核政策のもう一つの目玉とされた包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准・発効については、9月23日国連安保理において米国主導で「あらゆる国に爆発を伴う核実験の自制を求める決議」案を採択したが、むしろ5回目の核実験を行った北朝鮮へのけん制という意味合いが濃いとの指摘もある。47ニュース 2016年9月24日付<http://this.kiji.is/152070287368765446?c=39546741839462401>

20 当協会は、外務大臣宛に第71回国連総会を控えた本年9月16日付要望書を提出。2016年11月12日意見交換会資料に添付した。当協会のサイト以下参照。<http://www.hankaku-j.org/data/index.htm/>

平和に対する公然たる脅威としてわれわれの正面に現れました。」と始まり、北朝鮮への敵意をむき出しにしたものであった。

以上をみるに、今後のなりゆきは予断を許さない。それは、日米「核」同盟を最優先し、核抑止論にしがみついた政府にまかせては、核廃絶への道は閉ざされていることを示している。他方、市民社会のとりくみは、新たな広がりを見せている。

(4) 私たちは本年3月、第3回「原発と人権」全国研究交流集会第3分科会「核兵器と原発」を日本国際法律家協会と共催した。昨年12月覚書が交わされた日印原子力協定の問題にも触れつつ、原発と核兵器が同根であること、原発導入の経緯・核持ち込み密約など日本が核を手放せない背景には、日米「核」同盟の問題があることを、市民参加の分科会で改めて確認したのである。(追補 なお2016年11月11日、日印原子力協定が正式に調印され、これによりインドへの原発輸出と原子力技術供与が可能となった。)

また、脱原発のとりくみとして原発差止訴訟が進む中、熊本震災を経てもなお、川内原発再稼働に固執する九電と国の姿勢に、自治体及びその住民・市民との間の矛盾が噴出している。

(5) 沖縄における米軍基地強化の動きとそれに抗する人びとのたたかいは、また沖縄県民と日米「核」同盟との矛盾の象徴的な表れである。辺野古の埋立承認を取り消した翁長沖縄県知事を国は一方向的に提訴し、

本年9月16日に福岡高裁那覇支部は、その取消処分を違法とする判決²²を出した。同月28日の高江ヘリパッド建設強行に対する抗議集会には機動隊が出動して市民を排除するなど、強権的な無法が横行している。沖縄の米軍基地が、北朝鮮・中国をにらんだ核抑止の最前線であることに鑑みれば、朝鮮半島・北東アジア非核化にとって重大な障害となっていることも、私たちは見逃してはならない。

(6) また、原爆症認定訴訟(ノーモアヒバクシャ訴訟)においては、本年も国の処分を取り消す判決²³が相次いだが、司法が認定却下処分の誤りを指摘しても、なお被爆者を切り捨て続ける厚労省・国の姿勢に、怒りが広がっている。

(7) 韓国、アメリカ、カナダ、メキシコ、ブラジルを含むヒロシマ、ナガサキの被爆者からの切実な呼びかけによる新たなヒバクシャ国際署名(ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名)のとりくみが始まり、すでに本年の国連総会には56万4240筆が提出された。ヒバクシャ国際署名のとりくみは、核軍縮交渉の進展と核兵器禁止・廃絶に効果的な法的措置の実現をめざす国際社会の努力を後押しするものとして、いっそうその重要性を増している。

3. 今後の課題と当面のとりくみについて

以上述べてきた国内外の状況は、核兵器使用が壊滅的な結末をもたらすことへの異論はほとんどなくなり、むしろ、だからこそ核抑止が機能し国家安全保障の柱に位置

21 2016年9月21日の安倍首相国連総会一般討論演説。首相官邸ウェブサイト、以下参照。http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2016/0921enzetsu.html 2016年11月12日意見交換会資料に添付した。

22 東京新聞9月17日付 http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201609/CK2016091702000137.html

23 4月11日には福岡高裁で一審判決を支持して国の控訴を棄却(朝日新聞デジタル4月11日付 http://www.asahi.com/articles/ASJ4C3F8QJ4CTIPE006.html)、6月29日東京地裁で原告6名全員につき国の原爆症不認定処分取消し(朝日新聞デジタル6月29日付 http://www.asahi.com/articles/ASJ6Y5FDTJ6YUTIL038.html)など。

付ける意味があるのだとする核保有国・核依存国と、人道的アプローチにより核廃絶をめざす潮流とがせめぎあっていることを示している。

今、私たちに求められているのは、第1に、国連作業部会(OEWG)の成果を踏まえ、市民社会の中から効果的な法的措置についての議論を深化させ、多面的な提案を行っていくことである。そのために当協会の果たすべき役割は大きい。

第2に、マーシャル「核ゼロ裁判」ICJ判決を受け、当協会としてこの門前払い判決に抗議すると同時に、IALANAと連携してICJに対する見解を発信していく必要がある。

そして、1994年国連総会でICJに核使用・威嚇にかかる勧告的意見を求める決議を挙げさせた世界法廷運動を提起したのが、IALANAはじめIPPNW、IPBといった国際NGOであり、その運動の柱となったのが、民間陳述書の作成運動と「公的良心の宣言」署名運動であったことを、今一度想起すべきであろう。最終的に「公的良心の宣言」署名は、世界各国から約400万筆がICJに届けられ、うち約338万筆が日本からのものであったという。

私たちは、この運動の成果と教訓に学び、今提起されているヒバクシャ国際署名にとりくむこと、これが第3の課題となろう。すでに新しいとりくみが始まっており、弁護士会、日弁連への働きかけなど、従来の枠を超えて広がろうとしている。このとりくみを強めていかななくてはならない。

最後に、核抑止論の克服のために、朝鮮半島・北東アジアの非核化が喫緊の課題となっている。朝鮮半島については、核実験・ミサイル発射実験を続ける北朝鮮の動機と論理、韓国側はそれをどうみているのか、

私たちは当事者の話をよく聴くところから始める必要があろう。日米韓の「核」同盟の縛りを乗り越え、市民社会のレベルで建設的な議論を積み重ねることは、決して不可能ではなく、有益なものとなるはずである。

日本反核法律家協会は1994年、その前身たる関東反核法律家協会から、ICJ勧告的意見を求める世界法廷運動の中で誕生した。2019年に当協会は25周年を迎える。私たちは、ヒロシマ・ナガサキ、ビキニ、そしてフクシマにおける被爆とヒバクの実相を原点として、被爆者らの「ふたたび被爆者(ヒバクシャ)をつくるな」との切実な願いに寄り添い核廃絶運動を進めてきた。引き続き被爆・ヒバクの記憶を受け継ぎ、伝えることに尽力するとともに、「人類と核は共存できない」を旨として進めてきた運動の歴史そのものを記録に残し、次世代に引き継ぐことが課題となる時期を迎えている。

II. 活動報告

1. 第3回「原発と人権」全国研究・交流集会 in 福島

2016年3月19日及び20日、福島大学で第3回「原発と人権」全国研究・交流集会 in 福島が開催された。当協会は「原発と人権」ネットワークの構成団体として実行委員会に加わり、集会の成功に尽力した。

集会2日目には第3分科会「核兵器と原発」を国際法律家協会(国法協)と共催した。日印原子力協定の問題に触れつつ、各パネリストによる以下の報告の後、パネルディスカッションが行われた²⁴。なお、当協会の佐々木会長が開会挨拶と問題提起を行い、

24 分科会の内容は『反核法律家』87・88合併号特集I参照。

国法協の大熊政一会長が閉会挨拶とまとめを行った。

報告 1:

マーシャル諸島発 国際司法裁判所への
提訴～核被害を繰り返さない証を求めて
竹峰誠一郎（明星大学、グローバル
ヒバクシャ研究会）

報告 2:

日本はなぜ核を手放せないのか
太田昌克（共同通信編集委員）

報告 3:

日本の核政策と反核感情
黒崎輝（福島大学）

報告 4:

被災地の人々にどう向き合うかー平和学
の立場から
鳴原敦子（環境・平和研究会）

報告 5:

NPT体制の現状と私たちの課題
山田寿則（明治大学）

2. IALANA ローザンヌ（スイス）総会

2016年4月15日から17日にスイスのローザンヌにてIALANA 総会及び公開イベントが開催され、日本からは通訳含め6名が参加した。

この総会に向けて、直前に行われた第3回「原発と人権」全国研究・交流集会 in 福島での分科会「核兵器と原発」における報告要旨を中心にJALANA 報告集²⁵を作成し、総会参加者らに歓迎された。

総会では大久保事務局長がJALANAの報告集を紹介しながら当協会の活動と日本

の情勢について報告した。山田寿則理事はICJにおけるマーシャル諸島の事件について報告し、森一恵弁護士は日本における非核法制定のとりくみについて紹介した。

3. 意見交換会 マーシャル諸島共和国のICJ 提訴

前回（2015年11月）の総会后、恒例の意見交換会「マーシャル諸島のICJ 提訴を考える」を開催した。そこでは当協会の山田理事が訴訟の概要と見通しについて報告し、マーシャル諸島の地域研究者である竹峰誠一郎明星大学准教授がマーシャルの人たちの視点から見たこの訴訟について講演した²⁶。

2016年3月1日静岡で行われた3.1ビキニデーのイベントに参加したマーシャル諸島のトニー・デ・ブルム元外相へ当協会からの激励メッセージ²⁷を送った。

同年3月7日から16日にかけてイギリス、インド、パキスタンに対する事件につき管轄権及び受理可能性等先決的問題に関する口頭弁論が開かれ、デ・ブルム元外相ほかIALANA 役員を含むマーシャル諸島代理人が弁論した。

10月5日、3件いずれにおいてもICJに管轄権がない旨の判決が下され、訴訟は本案審理に進むことなく終了した。これに対し当協会は抗議文を出すなど今後の方針について検討している。（追補：2016年10月19日付で抗議声明を発表。当協会のウェブサイト参照。）

25 報告集（日本語版）と参加報告は『反核法律家』87・88合併号特集Ⅱ参照。英文は当協会ホームページで公開している。<http://www.hankaku-j.org/data/ialana/jalana_report_to_the_2016_ialana.pdf>

26 意見交換会の要旨は『反核法律家』86号参照。

27 日本反核法律家協会（>>情報）「マーシャル諸島のトニー・デ・ブルム元外相へのメッセージ」<<http://www.hankaku-j.org/infomation/data/160301.html>>

【English】Letter to the former RMI Foreign Minister Tony de Brum <<http://www.hankaku-j.org/infomation/data/160301.pdf>>

4. IALANA ドイツ支部 マンフレッド・モーア理事との交流会

2015年11月18日、当協会事務所にて、IALANA ドイツ支部の理事でウラン兵器禁止を求める国際連合(ICBUW)ドイツの代表をしているマンフレッド・モーア(Manfred Mohr)氏との交流会を行った。交流会ではIALANAの活動に関する意見交換に加え、ウラン兵器やオレンジ剤(枯葉剤)のように戦闘後も住民への被害が継続する毒性戦争残存物(Toxic Remnants of War)の問題について議論した²⁸。

5. 世界核被害者フォーラム@広島

広島・長崎の被爆70年を記念して、2015年11月21日から23日にかけて「世界核被害者フォーラム」が広島にて開催された。原爆投下、核実験、ウラン採掘、劣化ウラン兵器、原発事故などあらゆる核被害者と専門家や活動家が結集し、核時代に生きる何人も放射線被ばくを受けない権利があることを確認した。同フォーラムには、佐々木猛也会長、大久保賢一事務局長、浦田賢治 IALANA 副会長、広島の足立修一弁護士が JALANA を代表して参加した²⁹。また、マンフレッド・モーア教授も IALANA ドイツ支部とウラン兵器禁止を求める国際連合(ICBUW)を代表して参加した。

6. 核使用に反対する世界会議@フランクフルト(ドイツ)

2016年3月9日から11日、ドイツのフランクフルトにて「核使用に反対する世界会議」が開催され、ノーモアヒバクシャ訴訟の全国弁護団長を務める当協会の藤原精吾理事が参加し、日本におけるノーモアヒバクシャ訴訟についてドイツ語で報告した³⁰。

7. オバマ大統領の広島訪問に関する行動

2016年5月27日オバマ大統領の広島訪問にあたり、以下のとりくみを行った。

IALANA は5月3日付オバマ大統領宛公開書簡³¹をホワイトハウスに送り、オバマ大統領の広島訪問を呼びかけた。5月10日に大統領の広島訪問が発表され、IALANA は5月23日「オバマ大統領への要望書」³²をホワイトハウスと駐日米国大使館に送付し、原爆資料館への訪問や被爆者との会談を求めた。訪問当日の5月27日広島市内で開催された市民シンポジウムに佐々木会長が出席し、発言した。また、『反核法律家』89号では「オバマ大統領の広島訪問をどうみるか」というテーマで特集した。

8. オバマ大統領による核の先制不使用宣言に関する行動

2016年7月、オバマ大統領が核の先制不使用宣言を検討していること、及び日本や韓国など同盟国が核の傘を弱めるとして反

28 交流会で議論した内容の要旨は『反核法律家』86号(31-37頁)参照。

29 核被害者フォーラムで採択された広島宣言は『反核法律家』86号(38-41頁)、足立修一会員による報告文書は同誌87・88合併号(88-89頁)に掲載。

30 発言内容は『反核法律家』87・88合併号57-61頁、会議全体の報告は同78-83頁参照。

31 日本反核法律家協会(>>意見>>国際反核法律家協会(IALANA)に関する文書)「IALANA 共同会長からオバマ米大統領宛公開書簡」<http://www.hankaku-j.org/data/ialana/160503_jp.pdf>

【English】Open Letter from IALANA Co-presidents to US President B. Obama <<http://www.hankaku-j.org/data/ialana/160503.pdf>>

32 『反核法律家』87・88合併号90-93頁に掲載。

対していることが報道された。当協会は8月2日「米国の核政策の変更と日本政府の態度に対する当協会のコメント」³³を発表し、被爆国の政府が米国の核兵器の役割の低減を妨害している現状は言語道断であるという意見表明をした。

9. シドニー大学ピーター・キング教授との交流会

2016年5月23日、来日していたシドニー大学のピーター・キング教授と当協会事務所にて交流会を行った。そこではキング教授が企画していた「国際民衆法廷：核大国と人類文明の破壊」について意見交換をした³⁴。キング教授は交流会後間もない8月5日に逝去され、思いがけずこの交流会が意

見交換の最後の機会となった。

10. 第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP-6) @カトマンズ (ネパール)

2016年6月17日から20日、ネパールのカトマンズにて第6回アジア太平洋法律家会議 (COLAP-6) が開催された。当協会からは大久保事務局長が参加し、分科会で発言した³⁵。

11. 理事会の開催

表1のとおり、理事会が開催された。引き続き多くの会員の参加を呼び掛けたい。遠方からスカイプを通じての参加も歓迎する。メーリングリストを通じて理事会で話し合われた内容を簡単にまとめた議事録を

表1

開催日	参加者	主な議題
12月17日 (2015)	8名	総会・意見交換会の総括、M.モーアさんとの交流会報告 第3回「原発と人権」全国研究・交流集会分科会の検討
1月21日 (2016)	9名	第3回「原発と人権」全国研究・交流集会分科会の準備 IALANAローザンヌ総会の参加体制の検討
2月15日	10名	第3回「原発と人権」全国研究・交流集会分科会の準備 マーシャル諸島「核ゼロ裁判」訴訟進行状況
3月29日	12名	IALANAローザンヌ総会の準備 第3回「原発と人権」全国研究交流集会・分科会 総括
4月26日	10名	IALANAローザンヌ総会の報告 4/8核フォーラム「マーシャル諸島の『核ゼロ裁判』」報告
5月24日	8名	オバマ大統領の広島訪問に向けた動き OEWGに提出したIALANA作業文書について
6月28日	9名	オバマ大統領の広島訪問 (5/27) について 総会・意見交換会の準備
7月27日	8名	総会・意見交換会の準備 ヒバクシャ国際署名への協力体制
9月8日	7名	国内外の情勢 (オバマ大統領米国核政策の変更、OEWG) 総会・意見交換会の準備
10月18日	7名	総会・意見交換会の準備

33 日本反核法律家協会 (>>意見>>日本反核法律家協会 (JALANA) に関する文書)「米国の核政策の変更と日本政府の態度に対する当協会のコメント」<<http://www.hankaku-j.org/data/jalana/160802.html>> 【English】 JALANA's Comment on the US Nuclear Policy Change and Japanese Government's Reaction <http://www.hankaku-j.org/data/jalana/160802_en.pdf>

34 交流会関連の報告は『反核法律家』89号44頁以下参照。

35 日本反核法律家協会 (>>意見>>日本反核法律家協会 (JALANA) に関する文書)「核兵器廃絶のために、私たちに求められていること—アジア太平洋法律家会議での報告—」<<http://www.hankaku-j.org/data/jalana/160708.html>>

表2

開催日	参加者	報告者	テーマ
4月8日 (2016)	20名	山田寿則 河合公明	マーシャル訴訟の口頭弁論の紹介と分析 現地参加報告
5月27日	12名	林七海子	武力紛争法概論、特に戦闘手段の規制について
7月27日	30名	レベッカ・ ジョンソン	2016年OEWGの現状と核兵器の禁止について

※参加者数はおよその人数である。

表3

号	主な内容
86 (2016新春)	2015総会・意見交換会
87・88 (2016春夏合併)	第3回「原発と人権」全国研究・交流集会in福島 第3分科会「核兵器と原発」 IALANA総会 於：ローザンヌ
89 (2016秋)	オバマ大統領の広島訪問をどうみるか 国連作業部会 (OEWG) の成果と課題

配信した。

12. 核フォーラムの開催

表2のとおり核フォーラムが開催された。開催回数は少なかったが、外部から講師を招き NGO 連絡会と共催するなど内容を充実させた。

13. 機関誌『反核法律家』の発行

行事日程との兼ね合いから春夏号を合併号とした。主な内容は表3のとおりである。

14. ホームページの改善

前回の総会以降10回更新し、日・英の2ヶ国語対応の文書も増やした。

「意見」ページは「JALANAに関する文書」「IALANAに関する文書」「その他の文書」と3つの項目が見やすくなるよう古い文書をバックナンバーページに移動するなどして整理した。

「スケジュール・イベント」ページは当協会主催のものと関連団体主催のものとの区別がわかるようにレイアウトを工夫した。

当協会ホームページは他団体のページからも紹介されているものの、使い勝手がよくないとの指摘を受け、理事会で改善案を議論している。まずはトップページから資料へのアクセスがしやすくなるよう管理会社と相談している。

15. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会との協働

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、核兵器廃絶に向けて日本国内で活動している NGO・市民団体の連絡組織である³⁶。当協会の内藤理事が核兵器廃絶 NGO 連絡会の共同世話人となり、各団体との意見交換、情報収集などに取り組んでいる。主に連絡会のメーリングリストを通じて密接に連絡を取り合うほか、毎月開催される会合には当協会の役員数名が参加している。

36 活動内容の詳細は以下のウェブサイトを参照。

『核兵器廃絶日本 NGO 連絡会』 < <http://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/> >

2016年9月25日には同連絡会が核兵器廃絶国際デー記念イベントを主催し、当協会の内藤雅義理事が主催者あいさつを行った。

16. IALANA との協働

2016年4月のIALANA総会では日本からのIALANA共同会長選出への強い要望を受け、後日JALANAの佐々木会長がIALANAの共同会長に就任し、国内外から歓迎のメッセージが寄せられた。

また、国連作業部会(OEWG)の5月セッションで提出したIALANAの作業文書³⁷の起案メンバーに山田理事(IALANA理事を兼任)が加わった。

17. 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会は同会に団体加盟し、年会費1万円を負担している。また、当協会の大久保事務局長(理事)、内藤理事(理事)、田部理事(監事)が役員として活動に関わっている。なお、池田理事は副会長職から顧問となった。(追記:2016年11月13日池田理事逝去、本誌53頁訃報参照。)

Ⅲ. 活動方針

A 目標

1. 核兵器の廃絶

核兵器の廃絶は、何十年にもわたって苦しみ続けている被爆者の切実な願いであり、当協会はこの願いを実現させるために設立された。よって、核兵器の廃絶は当協会の最優先課題であることを再確認する。とりわけ、核兵器使用の非人道性の強調に寄与する。

2. ヒバクシャ援護

ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相が核兵器廃絶の原点である。被爆者援護と同時に福島原発事故の被害者救済に取り組む。また、核実験被害者たるマーシャル諸島共和国をはじめとする世界中の核被害者、グローバル・ヒバクシャの連帯を進める。

3. 原発に依存しない社会の構築

政府は、深刻な被害をもたらした福島第一原発の事故について十分な反省もせず、私たちの要求とは反対に、原発再稼働に踏み切ったのみならず、他国への原発輸出を推進しようとしている。長崎型原爆に換算して6,000発を超えるプルトニウムをため込みながら、なおも再処理を諦めていない。私たちは政府に歯止めをかけるために、国内外の市民社会との連携を強め、脱原発運動をより一層強化しなければならない。

B 行動計画

1. 核兵器の完全廃絶につながる法的拘束力ある措置についての早期交渉開始を求める国際社会の努力に呼応して、市民社会の中から多面的な提案を行うために、核廃絶NGO連絡会との連携を強化して、効果的な法的措置についての議論を深化させ、日本政府への働きかけを強める。

2. ICJ への働きかけ

提訴以来、当協会が支援してきたマーシャル「核ゼロ裁判」について、2016年10月5日ICJが言い渡した「門前払い」判決に対し、抗議を表明する。ICJ勧告的意見から20周年を迎える本年、改めてその意義と評価を問い直し、IALANAと連携して見解を発表する。

37 日本語訳は『反核法律家』89号28-33頁。

3. ヒバクシャ国際署名の推進

2016年4月被爆者の呼びかけによって始まった「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」(ヒバクシャ国際署名)は、同年7月に署名推進連絡会が正式に発足し、様々な媒体を通じて、世界中で、億人規模の署名を集めることを目標としている。当協会は、この推進連絡会と協力協働して署名活動に取り組む。

4. 朝鮮半島・北東アジア非核化のために

朝鮮半島の平和と安定のためには、韓国・北朝鮮双方の敵対的ではない民衆レベルでの交流が重要となる。南北朝鮮及び日本の市民社会において、市民シンポなどの場を通じて積極的発信者としての役割を果たすことは、当協会の重要な任務である。

5. 「原発と人権」ネットワークとの協力協働

本年3月に福島大学キャンパス内において開催された第3回「原発と人権」全国研究交流集会の成果を踏まえ、原発に依存しない社会の実現をめざして「原発と人権」ネットワークとの協力協働により脱原発運動を進める。日印原子力協定正式調印により、NPT非加盟国であるインドに対し日本からの原発輸出と原子力技術供与が可能となったが、インドの核軍備強化の側面援助につながるものとして抗議する。

6. ノーモアヒバクシャ訴訟の支援

第一次原爆症認定集団訴訟終結後も、被爆者を切り捨て続ける政府厚労省に対して認定却下処分取消しを求める原告被爆者のたたかい、ノーモアヒバクシャ訴訟を引続き支援する。裁判による全面解決とともに、認定制度そのものの是正を求めてとりくみを強める。

7. IALANA との連帯

IALANAが主催・共催する国際会議への貢献、ニュースレターへの投稿、また意見交流の場などを通じて連携を強化する。IALANAの組織的基盤を強化するため、当協会に求められる必要な貢献について、引き続き協議検討する。

8. 核兵器廃絶日本NGO連絡会との協働

この間、当協会は、核兵器廃絶日本NGO連絡会を通じて各団体との意見交換を行い、そのとりくみについて積極的に協力協働を進めてきた。2017年開催予定の核兵器を禁止し、完全廃棄に至る法的拘束力のある文書を交渉するための国連会議に向け、市民社会の側からより効果的な法拘束的措置について提案するためにも、さらなる協働を進める。

9. 「非核の政府を求める会」との連携

「非核の政府を求める会」との密接な交流を検討する。

10. 「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」との連携

当協会も加盟団体として「ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会」の活動、とりわけ「継承センター」の設立に協力する。

11. 当協会会員の拡大と財政基盤の強化

現会員数は300名弱程度であり、相当数減少していることは否めない。しかし、当協会役員と接する中で自発的に入会を申し込んできた若い学生などの例もあり、機関誌やホームページなどを通じて当協会に関心と期待が寄せられている。引き続き身近な人たちへの入会を呼びかけ、同時に会員にとって魅力ある会とするために活動の充

実を図り、当協会の財政基盤を強化する。

12. 機関誌「反核法律家」の充実

引き続き年4回発行を目標とする。

13. ホームページの充実

当協会会員・役員から寄せられた改善案に基づき、さらなる充実を図る。当面、「意見」ページにつき、テーマ別に整理する。特に、ICJ マーシャル「核ゼロ裁判」や核兵器条約など、重要なトピックスについては対応を急ぐ。またこの間作成してきた英語版ページの活用で、海外からのアクセスにも対応できるよう内容を検討し、国際的な発信力を高める。

14. 理事会・役員体制の充実

引き続き毎月理事会を開催する。参加者が増えるよう案内・報告を早めに送るなどの工夫を続け、スカイプ参加も活用する。当協会が反核運動の中で、法律分野における最先端の理論集団としての役割を果たせるよう、役員体制を充実し、若手の育成を進める。



15. 「核フォーラム」の充実

活動報告記載のとおり、毎回レベルの高い報告・議論がなされている。今後は参加者を増やし、実りある会にしていきたい。遠方からスカイプでの参加も歓迎する。

16. メーリングリストの活用

会員の協力を得て、参加者137人(2016年10月14日現在)にまで拡大した。そこでは、理事会の案内・報告に加え会員同士の情報提供や意見交換が活発に行われている。今後もメーリングリストを積極的に活用するとともに、参加者数の拡大を図る³⁸。

17. 当協会の「あゆみ」の記録

当協会は、1994年その前身たる関東反核法律家協会から、ICJ 勧告的意見を求める世界法廷運動の中で全国的組織として誕生した。2019年に25周年を迎えるにあたり、記念行事の策定に着手する。



38 メーリングリストに参加していない会員の方は下記連絡先宛にメールアドレスを教えてください。

FAX : 04-2998-2868 E-mail : ohkubo.law.office@ia4.itkeeper.ne.jp

IV. 役員体制

役 職	氏 名	所 在	職 業	備 考
会 長	佐々木 猛 也	広 島	弁 護 士	2016.4 IALANA 共同会長就任
副 会 長	高 崎 暢	北 海 道	弁 護 士	
副 会 長	成 見 幸 子	宮 崎	弁 護 士	
副 会 長	藤 原 精 吾	兵 庫	弁 護 士	新任
事 務 局 長	大久保 賢 一	埼 玉	弁 護 士	
理 事	梓 沢 和 幸	東 京	弁 護 士	
理 事	※ 池 田 眞 規	東 京	弁 護 士	
理 事	井 上 正 信	広 島	弁 護 士	
理 事	梅 田 章 二	大 阪	弁 護 士	
理 事	浦 田 賢 治	東 京	学 者	IALANA 副会長
理 事	太 田 茂	東 京	弁 護 士	
理 事	萱 野 唯	東 京	弁 護 士	
理 事	君 島 東 彦	京 都	学 者	
理 事	笹 本 潤	東 京	弁 護 士	
理 事	椎 名 麻紗枝	東 京	弁 護 士	
理 事	高見澤 昭 治	東 京	弁 護 士	
理 事	田 部 知江子	東 京	弁 護 士	
理 事	徳 岡 宏一朗	兵 庫	弁 護 士	
理 事	鳥 生 忠 佑	東 京	弁 護 士	
理 事	内 藤 雅 義	東 京	弁 護 士	
理 事	中 川 重 徳	東 京	弁 護 士	
理 事	中 西 裕 人	大 阪	弁 護 士	
理 事	西 山 明 行	千 葉	弁 護 士	
理 事	根 本 孔 衛	神 奈 川	弁 護 士	
理 事	村 山 志 穂	埼 玉	弁 護 士	
理 事	森 一 恵	三 重	弁 護 士	新任
理 事	森 孝 博	東 京	弁 護 士	
理 事	安 原 幸 彦	東 京	弁 護 士	
理 事	山 田 寿 則	東 京	学 者	IALANA 理事
監 事	岡 部 素 明	埼 玉	税 理 士	
機 関 誌・会 計	井 上 八 香	埼 玉	事 務 員	
機 関 誌	田 中 恭 子	埼 玉	事 務 員	
機 関 誌	中 山 康 子	東 京		

ご 退 任 高 橋 崇 雄 先生

ご 退 任 中 村 尚 達 先生

2016.6 坂井 尚美 先生ご逝去

※ 2016.11.13 池田 眞規 先生ご逝去